

離婚

六法全書

mocos 法律相談所

2012年
春編

お金のこと、人間関係のこと、仕事のこと……etc.
身の回りで起きるいろいろなトラブルに悩まされていませんか？
今は人事だと思つてゐる人も、突然自分の身に降りかかる可能性大。
そこで、モコス世代に多いトラブルについて、法律のプロにご相談しました。
敷居がが高いと思っていた法律の世界が、きっとあなたを守ってくれるはず。
「悩む前に相談」が合言葉です！



弁護士
河口 大輔さん

昭和48年熊本県生まれ。熊本高校→東邦大学卒。平成16年弁護士登録(司法試験)。平成23年5月に独立し、銀河法律事務所を開業。趣味は旅行、読書、育児。

主人が浮気をしていたことが分かり、離婚を考えています。
本人も認めているのですが、慰謝料はもらえるのでしょうか。
また、専業主婦ですが親権はどうなりますか？

A 慰謝料を請求できます。
親権は専業主婦でも不利になります。

**離婚にまつわる
お金と権利の問題**

最近、熊本でも増えているのが離婚の相談です。20代から、60代のいわゆる熟年離婚まで年齢層も幅広く、特に多くの女性が離婚後の生活に不安を持ついらっしゃることが分かります。

離婚をする場合、第1に、未成年の子どもがいれば親権が問題となります。親権とは、「どちらが子どもを引取るか」ということです。第2に、養育費が問題となります。親権を持たない親が、親権者になる側に双方の収入や子どもの人数・年齢に応じた金額を支払うことにあります。第3に、財産分与です。結婚中に築いた財産を、原則として半分ずつに分けることです。第4に、慰謝料があります。不法行為（暴力や不貞など）や夫婦の協力義務違反（過度の浪費など）に該当する、離婚の原因となるような行為（有責行為）を行った側が、他方に相応の金銭を支払うことになり

ます。その他、婚姻費用（離婚までの別居中の生活費）や厚生年金・共済年金の分割、子どもとの面会交流など、離婚に伴う法律上の問題点は多岐にわたります。

以上のような問題を離婚協議・離婚調停・離婚訴訟という手続で取り扱い、希望する離婚条件を実現していくことになります。

**不貞は慰謝料請求の対象。
親権に收入は関係なし**

さて、ご質問の点ですが、不貞は慰謝料請求の理由となります。また親金額等は事案によります。また親権ですが、子どもが小さいほど母親有利であり、収入額は殆ど問題になりませんので専業主婦が不利ということはありません。

**弁護士を付けた方が
調停でも有利に**

前述のように、離婚に際しては多くの法律的問題点が存在します。できるだけ希望に添った条件で離婚をするには専門的な知識と経験

が必要不可欠です。また、離婚調停は弁護士に頼まなくとも本人だけで十分だとお考えの方が少なくないようです。しかし、離婚調停も本人で行うのと弁護士が代理人として付くのでは進め方や結果が相当変わってくることがあります。意に添わない離婚をしてしまえば後で深く後悔することになります。離婚を考え始めた段階でぜひ一度弁護士にご相談頂きたいと思います。

ここがポイント！

- 子どもの親権は収入に関係ないので、専業主婦でも問題なし。
- 浮気は慰謝料請求の対象になる。
- 離婚は多くの法律的な問題が絡むので、専門家に相談の上、調停にも同席してもらうのがベター。

銀河法律事務所

☎ 096-342-1030

<http://www.ginga-law.jp/>
検索

GINGA LAW OFFICE by KAWAGUCHI DAIKUKE

銀河法律事務所

相談料5,250円(初回のみ。時間制限無し)

私たちとは女性の味方です！

離婚問題に関しては女性に限り相談無料
個室での相談でプライバシーを厳守します。
まずは気軽にご相談ください。

お仕事に関する相談は男女とも相談無料
遠方からお越しの方の相談料割引制度あり
弁護士費用の分割払いOK



- 離婚の相談は
→ 銀河法律事務所
- 手用の相談は
→ コスモス法律事務所
- 交通事故を巡るトラブルは
→ NYリーガルパートナーズ
→ 九州中央事務所

